平成19年度第3回熊本県環境影響評価審査会議事概要(八木運送処分場分)

1 日 時

平成19年12月25日(火)午後1時から午後3時10分まで

2 場 所

熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室

3 出席者

(1)熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、植田委員、河上委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺﨑委員、中野委員、福田委員、矢野委員、渡邉委員(13 人中12 人出席)

- (2)事務局(熊本県環境生活部環境政策課) 坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事
- (3)傍聴者等 傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」環境影響評価準備書 について

5 議事概要

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見(案)及び知事意見(案)について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

1 審査会意見(案)について

【事業計画に関する事項】

委員

まず、事業計画について、意見をお願いする。

委員

問題ないと思う。貯留堰堤についての構造上、安全性を確保するということで、こういう意見を出させてもらった。

私としては、当然植栽をしてほしいという意見だ。特に種子頒布で法面緑化に使う場合に、中国産の種子を使う場合が多いが、本当は地元の種子を使うようお願いしたい。それと、既存の法面がくずで覆われて、あれだと他の植物は育たない可能性がある。そういう面でも、後の管理がどうなるか。注意が必要だと思う。そういう意味を含めて、こういう文章でもよいと思う。

委員

維持管理計画というのが、この文面で業者に徹底するか懸念がある。その点どうか。「維持管理」という二文字をどこかに入れておいた方がよいと思う。

委員

他の委員、意見あるか。

委員

現地の植物種といっても、外来種がどんどん入って来ている。最低限「維持管理も含めた計画を評価書に記載する」というふうにしたらどうか。

委員

「維持管理」があれば一番よいと思う。

委員

環境全般の意見なので書けないことはないと思うが事務局いかがか。

事務局

それでは、文面を「植栽種を選定し、維持管理も含めた計画を評価書に記載すること」にしたいと思うがどうか。もう一つ修正の提案をしたい。 4 行目「そのため」としているが、「また」に修正させて頂きたいと思うがいかがか。

委員

上の文章とつながりがあるのではないか。

委員

「そのためには、法面の緑化計画に関して」としたらどうか。

委員

維持管理は大切だと思うが、維持管理は業者がするのか。

事務局

事業者がやっていくことになる。

委員

そこが一番重要なところだと思う。事業者がしなくてもそのまま になるということか。

事務局

アセス制度の中では、他の法律にあるような強制力を伴うものではなく、事業者自ら環境に配慮していこうという制度なので、事業

者は当然、知事意見で述べられた意見については前向きに考えて配慮していくということになる。

委員

結局、審査会としては言い放しとなるおそれがあるし、制度上 もそうかもしれないが、準備書段階ではやはりこういう事をきちん と言っておかないと、最終的な評価書を作るときには審査会意見に ついてはどういう配慮をしたかということは当然出てくるだろう から、そういう意味ではきちんと書いておいた方がよいと思う。

委員

それでは、事業計画で他にあるか。

委員

4 行目の「計画」という言葉は必要なのか。「計画に関して計画 を評価書に記載する」というつながりになるが、上の行では「緑化 に関して」でよいのではないか。

委員

確かにそのほうがよい。もう一度、事務局で読み上げてもらえるか。

事務局

「貯留堰堤は盛土構造であることから、法面は雨水による浸食や地震による崩壊の恐れについて十分留意する必要がある。そのためには、法面の緑化に関して、周辺の景観や植生状況を十分に考慮し、また、動物の個体群の分断を避けるよう植生の連続性を検討したうえで、植栽種を選定し、維持管理を含めた計画を評価書に記載すること。」

委員

よろしいか。他にないか。

各委員

(意見なし)

【大気環境】

委員

では次、大気環境について考えたいと思う。騒音・振動に関して はいかがか。

委員

いいと思う。質問だが、準備書の修正はないのか。

事務局

準備書の修正版が評価書となる。

委員

私が言いたいのは、準備書に書いてあることが不正確だということだ。修正してもらわなければならない。

大気環境について他の委員から意見ないか。

委員

私の意見は「その他」のところに入っているが、「環境項目を選定しなかった根拠が希薄である」と書いているのだが、例えば、大気環境の158頁、159頁で、大気環境、大気質、粉塵、悪臭のところで選定しなかった理由が書いてあって、「水をまくから粉じんの影響はないと考えられるので選定しなかった」とか、悪臭のところだと、「他に養豚場からの臭気の影響が大きいから選定しなかった」とか書いてあるが、そういう理由で評価をしなくてよいのかということを疑問に感じてこういうふうに書いた。そういうことも評価しなさいということを意見に入れられるか。

委員

事務局、いかがか。

事務局

先生方も疑問があると思うが、調査の項目については、この前の 段階で方法書があり、その方法書の段階で、例えば大気質について はどういう項目をやるあるいはやらないと選定している。そういう 方法書でいただいた意見を踏まえて、調査を1年間かけてやってい る。絶対にここで言っておかなければいけないということは調査し なさいと言える場合もあるが、少なくとも現段階について方法書と いう調査のやり方についての知事意見をふまえた調査の結果を取 りまとめた準備書であるということで御理解いただきたい。方法書 の時には委員でなかったということもあるかもしれないが、制度的 にはそういう流れの中での準備書になっている。絶対やっておかな ければいけないというのがあれば言っていただきたい。

委員

環境影響評価のポリシーとしては、その他の発生源があるから調査しないという論理は成り立たない。影響があるものについては調査しなければならない。次の段階でまともな文章に訂正してもらわないとまずいと思う。 委員の意見にもあったが、現状ではどの程度の影響があるのか示すべきだと思う。

委員

やはりこういう表現が出て、それが審査会で認知された形になる ということだろうから、少なくとも表現は変えてもらわないとまず いのではないか。

事務局

確かに今の記述のままではまずいと思うので、そこの訂正をするようにという意味で留意事項を述べたいと思う。

委員の意見を「大気環境」に入れてもらって、留意事項に述べるということでどうか。

事務局

了解した。

【水環境】

委員

では次、水環境についてはいかがか。

委員

埋立処分場でとにかく一番問題なのは、地下水の汚染のことが重要だと思うので、それについて、しっかりした予測・評価をしてもらえば問題ないと思う。とにかく最重要事項だと思うので、その辺のチェックをやってもらうということで意見を述べた。

委員

私の言ったことも全て含まれていると思うし、きちんと意見を採り上げられた形で書かれているので、表現としてはこのままでよいと思う。

委員

他に意見はあるか。

委員

ここにも「維持管理」を入れた方がよいのではないか。すべてに 入れた方がよいと思う。

事務局

今の意見についてだが、ここでは調査自体が不十分なので、調査からやり直してくださいという意見にしている。その調査に基づいて、このアセスの後、廃棄物処理法の設置許可申請が出て、事業者は許可が出たら施設を設置して、地下水の上流側・下流側に井戸を設ける。そこで定期的に廃棄物処理法に基づいて検査するようになっている。強制的に水管理するようになっている。

委員

それをしっかりやってくださいということか。わかりました。

委員

水環境について他に意見あるか。

委員

維持管理は何年位するのか。10年も20年もするのか。

廃対課

地下水に関しては、毎年、基本的には埋立を終了した後も、廃止・ 安定化するまで継続して検査する義務がある。

委員

全国で問題となっているのが安定型だ。熊本で水質が問題になっ

た事例はあるか。

廃対課

許可制になってからは、安定型処分場で廃止した例はないと思 う。

委員

埋立終了の手続と廃止の手続があり、色々なチェック項目で変化がなくなるまで検査をするということか。

廃対課

水質以外の項目も検査を行う。

委員

わかりました。

【動物】

委員

では次、動物についてはいかがか。

委員

右側の欄に書いてあるのは、それなりにもっともなことが書いてあるので何も申し上げることはないが、具体的にどうするのかということが少し心配だ。ヒゴキムラグモに関しては一切記載されておらず、調査もされていなかったので、どうされるのか。今後のモニタリングとか具体的にどうされるのかが心配だ。意見の文章的には問題ない。

委員

私はこれでいいと思う。後は設置許可申請の時にチェックしていただければよい。

委員

只今、ヒゴキムラグモのモニタリングについて意見が出たが。

委員

改変区域内に結構たくさんヒゴキムラグモがいたので、具体的に移住とかどうするのかが気になる。審査会意見案の文章の「また」の後だが、「事業実施区域にはヒゴキムラグモが生息している可能性があるので」とあるが、現実に改変区域内に生息している。明らかに調査不足だ。ヒゴキムラグモについて具体的にどのような取り扱いをするのか。また、モニタリングはどのようにするのか。詳しく書いてもらいたい。

事務局

委員は現地で確認されたとのことだが、あくまでも意見をいただく元が準備書となっており、準備書の中には記載がないので、「可能性がある」という表現としている。中身についてどうするのかということだが、事業者に問題を投げかけて、事業者がどう考えるか

というのはこれから評価書で出てくることになると思う。

委員

気になったのは、事業者の見解にあったが、ヒゴキムラグモに関して「調査した時期が草が生い茂っている時期だったので見つけることができなかった」と書いてあった。しかし、ヒゴキムラグモは、年間通して草が生い茂るようなところには生息していない。明らかに調査不足なのでもう少しこまめに調査等してほしい。それから3頁の案のところに「追加して予測・評価すること」と書いてあって、「(鳥類~」とあるが、クロカナブンはレッドデータリストではDD、つまり、よく分からない、情報が少ないということ。DDだから調査しなくてよいということは一切なく、DDだからこそ、しっかり調査してほしいということを言っておきたい。

委員

留意事項では書けないのか。

委員

ヒゴキムラグモは網を張る種類ではない。穴を掘って住んでいる。そうすると、回避・低減でどういうふうに移植するのかいつも疑問に思う。穴ごと持って行くのか、一匹一匹掘り出してそのまま放すのか。だからきちんとした調査、評価が必要だ。それをきちんとここに書いておいてもらわないといけない。

委員

IWDでもヒゴキムラグモが出てくる。どういうふうに移住するかというと、実際に同じような穴を掘って引っ越しさせる。その穴の堀りかたも結構やっかいみたいで、気に入った穴ならすっと入っていくが、気に入らないと入り口でじっとしている。500 体くらい移住させた人の話を聞くと、そんなに想像するほど難しくはないようだが。改変区域内に、それこそ 1 0 分も調べていない間に、巣穴を結構たくさん見つけた。私はクモに関してはそれほど明るくはないが、クモの専門家と一緒に見に行って、後からは、私自身も探すことができるようになった。相当変わったクモのようだ。

事務局

それでは、ヒゴキムラグモについては、その後のモニタリングも 含めたことを意見の中に盛り込むということで、後で委員と調整さ せていただいて表現を決めたいと思うがいかがか。

委員

文章は「可能性があるので」ではなく、「生息しているので」と したらいいのではないか。実際確認しているわけだから。そうすれ ば何も問題ない。

事務局

委員は巣穴を確認されたとのことで、クモを見たと書かれていな

かったのでこういう表現でいいのかなと思ったのだが、巣があれば、必ずクモがいるということか。

委員 いるはずだ。ふたがあるので巣の中まではのぞいて見なかったが 間違いない。

事務局 調査の必要があるということはこの意見でいいたいと思う。

委員 委員と事務局で文面を考えてほしい。

委員 他に、動物について意見はないか。

各委員 (意見なし)

【植物】

委員では次、植物についてはいかがか。

委員 シードバンクについて利用するということだが、 委員、厚さ についてはどの程度か。私は20センチぐらいと書いたが。

委員 分からない。場所によって違うかもしれないし。だいたいそんな ものではないか。

委員 シードバンクを使うとしたら、表土を別の場所に置いておく必要 があるとは書いたが、それはそれでよいか。

委員 場所によりけりだ。

事務局 「現地の状況から深さ 2 0 センチぐらいです」を取ってしまうと いうことでいかがか。

委員 それでは事務局から提案があったように、「現地の状況から~です。」を除いて、「~利用できるのは表土で、そのためには~」という表現でよいか。

委員結構だ。

委員 他に植物について意見はないか。

各委員 (意見なし)

【生態系】

委員では次、生態系について、意見あるか。

委員別にない。

委員 これでいいと思うが、ここにも「いる可能性」と書いてあるが、 ニホンイノシシは生息している。「可能性」というのを消してもら えばいいのではないか。実際に獣道も確認した。

事務局 それでは、消させていただくかどうかはヒゴキムラグモの表現と 併せて調整させていただきたい。

委員 それではこれも、委員と事務局で調整してほしい。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

委員 次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてはいかがか。

委員 これで結構だ。4 頁の 委員の意見とあわせると、よく分かる と思うので。

委員 これについて、他の委員から意見あるか。よろしいか。

各委員 (意見なし)

【その他】

委員 その他の意見についてはどうか。

委員 現在、既に動いている部分があって、それを拡張するので影響評価をするということだが、現在、既に動いているならば、どの程度影響があるのかということは、他の場合よりも見易いと思う。私としては、この事業を始めるときに環境アセスを行ったと認識していたので、その時のデータに比べてどうなのかということを聞きたかった。しかし、それがないということなので、これに関してはそうですかというしかない。

現状というのは今出てきたデータか。

事務局

現状のデータは出せるのだが、事業を始める前のデータは取っていないということだ。

委員

環境白書を使って必要な事項をピックアップして比較すること はできないのか。

事務局

今の話だが、環境白書の中で、騒音の調査とか、水の調査をしているが、特に環境保全課で行っている騒音の調査は網羅的に行っているわけではないので、その事業場をピンポイントで捉えているデータはないと思う。この事業場について過去のデータ、特に事業開始される前のデータというのはないと思う。

委員

廃棄物対策課では調査はやっていないのか。

事務局

事業者は、事業者の遵守事項として処分場の地下水のpHなど調査項目を調査する必要がある。処分場の中に何らかの騒音発生源としての施設があれば、敷地境界線でその音を事業者が測定する義務がある。自分の処分場から出ている音については、敷地境界線上における騒音の基準に合っているかどうか、事業者自ら確認しなさいという制度で、その義務はある。そして、事業者に立ち入り検査をして、やっていなければ、調査するよう指導することになる。

委員

アセス制度ができる前に許可を受けているものも、そのようなデータは取っているのか。

事務局

そのような施設があれば、調査する必要がある。

委員

全部の項目ではなく、何項目かはあるということか。

事務局

立ち入り検査の対象となっている事業所であれば、データがある し、なければ調査しなさいということが言える。

委員

ただ、最初のデータはないですね。事業を始めてからのデータは とれると思うが。

事務局

この前調査してもらった八木運送処分場は中間処理施設があるので、空気圧縮機があるところは、先ほど言ったような基準がある。 ところが、ただダンプで搬入して、降ろして帰るだけのところにつ いては、そのような規制はない。事業者には測定義務がないので測定していない。

委員

現在、動いている場所でモニタリングしているデータがあるということであれば、例えば、そういうのを現在ではこういうデータになっていて問題はないということを評価書に出すように意見として述べることは可能か。

事務局

現在の音を調べて、それに新しく加わる音を加えて評価するということは可能だ。

委員

であれば、そういう意見として加えたらと思うがどうか。データ を取っているものに関しては。

委員

八木運送の方でどういうデータを取っているかは、廃棄物対策課 の方で分かるのか。

廃対課

当初の設置許可時点では環境アセスの制度がなかったので、同じような形での環境影響評価はなされていないと思うが、廃掃法も何度か改正されていて、八木運送が当初の施設の設置許可申請をしたときに、いくつかの環境項目について、廃掃法上は、アセスをしない場合にも、環境生活保全上の見地からの調査をすることということで、添付書類を付けなければならないように、ある時期からなっているので、幾つかの項目については調査されたものがあるかもしれない。

事務局

準備書では79頁からその辺に関する記載がある。79頁の下の表に事前環境調査の項目と目的とあり、ここに掲げられている項目については、既存の処分場の影響が把握され記載されている。次の頁から、日にちが入って計測結果も書いてある。水質に関しても平成8年からのデータがある。

委員

データはあるが、この事業を始めることによって、どのくらいの 負荷がかかっているかは分からない。事務局、何か提案があるか。

事務局

提案だが、事業者にどういうデータがあるか聞いてみるのはどうか。

委員

それでは、呼んでください。

事業者

79頁あたりに掲載している事前の環境調査以外に、既存の事業地について、これまでに調査した事例があるかどうかについての説明でよいか。基本的に最終処分場ということで法律に基づいた水質等の検査はここに載せているとおり行っているが、その他、大気関係の調査等、継続的に行っているということはない。騒音・振動については、定期的に調査会社に委託してということではなく、自分の会社で騒音計・振動計を持って、たまにオーバーしていないかチェックをしたりということはあるが、定期的に又は、計量証明が得られるようなものは、準備書に載せているもの以外にはない。

委員

騒音・振動はチェックしているとのことなので、精度的にどうかは別として、参考値としてこれまでチェックしている内容を載せてもらえれば振動などの評価の際、参考になると思うがどうか。

委員

事業者の方は騒音・振動についてのデータを時々取っているとの 話だが、データとしてきちんと残っているのか。

事業者

騒音計・振動計をもって数字として把握し始めたのはここ2~3年だ。精度の問題は別として、測った数字は記録として残っているので、ある程度出すことはできる。

事務局

委員の発言の趣旨は、現状をベースに予測値を加えて評価ができるかという趣旨だと思う。

事業者

予測・評価に、2年間モニタリングしている数字を使うとなると、 測り方の問題もあるし、処分場ができたときの環境と重機の動いている位置が違うなど、ベースにする数字として適当かどうかは非常に疑問がある。逆にその辺を踏まえて、197頁等に示している調査の数字を使って予測しないと、モニタリングは24時間測っているわけではないので、その数字を使って予測評価のベースとするのは難しいかなと思う。

事務局

委員からいただいた意見に関する審査会意見案で「適切な予測方法で、再予測及び評価すること」となっているが、これは、準備書に書いてあるような予測方法では、規制基準との比較ができないということで、どういう予測方法がよいのかは事業者が考えることだが、処分場については決められている公式があって、その公式でないと比較ができないという話である。単純にここに出ているやり方では比較ができないということになっていくのかなと思う。

他に事業者に聞いておくことはあるか。

委員

維持管理をするために事業者はどのようなデータをとっているのか。騒音・振動だけではなく水とか水質のデータも取っているのでは。

事業者

9 1 頁から水についての全てのデータを載せている。これは全て モニタリングしたデータだ。

委員

何年おきにするのか。

事業者

最近は、半年に一度となっている。その前は半年に一度という規 定ではなかったので。

委員

9 3 頁だが、全シアンの基準は検出されないこととある。ところが、0.01 以下出ているようだが、はっきり書かなくてよいのか。

事業者

これは、検出されていないという意味の表示となる。「検出されないこと」という言葉になっているが、要は、定量下限値という数字以下というのが「検出されない」という表現となる。だから、ここは検出されていないという書き方をした方が良いのかもしれないが、計量証明上、どうしてもこういう形で報告が上がってくるので、それをここにそのまま変えることなく転記している。

事務局

水環境課ではこのように書くように指導している。

委員

それでは、データについての意見はどうするか。

委員

もともと私が言ったことは、今あるデータを使ってもう一度予測し直せということではなくて、長い目で見たときにどういう数値が出ているのかということを知りたいということがあった。もしあるのであればそういうデータを出してもらえればという意見だった。

委員

地下水のように、騒音についてもデータがあるのであれば載せて ほしいということか。

委員

そうだ。

委員

それについては事務局いかがか。

事務局

その前に事業者に聞くが、79頁の表に騒音という項目を入れて、出せるか。

事業者

数字の扱いが難しいところがある。騒音が Leq で測っているのか、L5 で測っているのか、同じ測定器を使っても、我々あるいは計量証明事業所が測るのであれば、法律に基づいた測り方をしてデータを残すが、あくまで事業者自ら、自分たちのモニタリングのために測っているデータなので、統一的な表の中で経年変化を見るような形でデータを取ってきていないので、比較するデータとして使うことが適当かどうか非常に不安がある。ここに使っているデータは全て計量証明所に測ってもらっているデータであり、あくまでも今手元にある数値は事業者が自分たちのスキルの中で測っているデータなので、できれば、こういう公文書の中でそのような数字を記載することは避けたい。個別にお見せすることは可能だ。

事務局

あくまでも自主管理で、公的機関が計測した結果ではないのでという話だ。やはりこういうふうに載せるとデータが一人歩きして恐れがあり、難しいのかなという気がする。

委員

それでは、半年に1回、維持管理をしているというデータはどん な意味があるのか。

事業者

ここに載せている半年に一度の水質検査とかのデータは全て計量証明事業所に来てもらって測っているので出せる。

委員

なぜ、音はだめなのか。

事業者

音は、事業者が自分たちで測っているからだ。

委員

計量証明事業所が出したデータは公的なデータなので出せるということ。公的な機関に頼んでお墨付きがあれば使えるが、自分たちで測ったデータは公的な文書に載せるのは避けたいということだ。

委員

出せないということは理解できた。例えば、公的なデータではないが、自分のところは騒音は問題ないですよというふうなデータであれば、多分事業者の方も出したり、公表したりするようなものだと思うが、それは本意ではないということなのか。

委員

委員には見せられるが、公的な書類に載せるには証明がないと載

せられないということだ。

委員

そういうことで、審査会意見としてはこれで了解してもらいたい と思う。事業者の方、ありがとうございました。

2 知事意見(案)について

委員

それでは次、知事意見(案)に対する全般的事項について何か意 見はないか。

委員

初めの説明の中で、審査会意見と合わせて知事意見にすると説明があったが、今の時点で知事から出てきているというのは。

事務局

関係課からもらっている知事意見の案ということになる。

委員

知事意見として出る場合は、今日審議したこちらの審査会意見の 方も知事意見として出てくるということか。

事務局

その通りだ。

委員

「照査」という言葉はこれでいいか。

事務局

国語辞典で調べたらこれでよかった。

委員

他にあるか。

委員

生物の調査だが、委員の方からイノシシもいるとか、クモもいるというのが出てきた。どうも調査がずさんのような気がする。信頼性に欠ける気がする。

事務局

県知事意見ということで案を示しているが、説明不足だとか、記載漏れや記載ミスが多いと書いている。これは委員からの指摘があって、事業者に見解を求めたところ、そのたびに説明が変わり、その場しのぎのような感じだった。それでは、調査自体もおかしいのではないかということもあって、説明不足だ、記載ミスだと書いている。実際は、調査内容も含め見直してほしいという気持ちを込めてこのように書いた。通常、このような言い方で意見を述べることはあまりないのだが、今回、調査の不備を含めて準備書内容に不安な点が多々あったので、このように知事意見という形で述べていこうということにさせてもらった。かなりアバウトな言い方となって

いるが、全般的にそういう点があったので、先ほどの委員の指摘も 含めて、調査の方法や悪臭の記載の仕方も含めて、事業者の方には 口頭で申し上げ、評価書のときには正確に公表されるように求めて いきたいと考えている。

委員

4 行目、「記載内容」の前に「調査・」を入れて、「作成に当たっては、調査・記載内容を照査し」ということでいかがか。

事務局

それでは「調査方法」という言葉を入れさせて頂くということでいかがか。

委員

それでよいか。

委員

もう調査したのではないか。

委員

「調査方法」でなく「調査」の方がよいと思う。

事務局

それでは、「調査」とさせて頂く。

委員

評価書を作る前に当然、ここで指摘されたことについては、不十分なところはプラスして、補充して評価書を作るということであろうから、そのために「調査」を入れておくというのは、それなりの効果はあると思う。

委員

それでは全体を通して何か気になるところはないか。

委員

まったく今の問題とは違うが、結局、こういうアセスの結果をここで審議していくが、場所は決まっている。場所は決まったうえで、いかに環境に配慮するかという形で進んでいく。結局認めるという形になっていく。それで、以前私が聞いたのでは、県としては今年の4月の段階で計画アセスに移行したいという話を聞いていたが、とうとう計画アセスには移行しなかった。計画アセスに移行すれば、場所を決める段階で、審査会に審議があがってくる。そこで話をすればそういう問題はある程度クリアできるが、もう場所が決まって動かさないということで環境にどれだけ配慮するかという段階では、私たちとしては、結局それを認めていく形となる。計画アセスに早く移行してもらいたい。環境立県くまもとといっているのだから。他の県では始めているのだろうから。

事務局

今の話だが、計画アセスについては検討を進めていたが、環境省

がガイドラインをつくり各省庁に示して、各省庁が具体的ガイドラインを作るという新たな動きが出てきたので、そういうところとの整合性を図る必要が出てきた。環境省のガイドラインは4月に出た。それを踏まえて各省庁は細かい事業ごとのガイドラインをつくる。その辺を全部踏まえて県の計画アセスも検討していくことにしている。現在、様子を見ているところだ。それから、計画アセスが仮に実施されるとなった場合、まず公共事業が対象になり、次に市町村事業、そして、ゆくゆくは民間の事業も視野に入れながら検討を進めていきたいと考えている。まず、国の動向をみて、県の計画アセスを定めて、県の事業に対してやっていこうと考えている。したがって民間事業まで至るのはかなり先になるかと思う。

委員

それでは、 委員の件については事務局と委員とで調整してもらって、私に連絡してもらって、最終的な審査会の意見としたい。 御一任頂けるか。

各委員

(異議なし)

委員

それでは、これで八木運送の案件については審議を終わる。

以上

配付資料

会議次第

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」に関する環境影響 評価手続き等について

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」準備書に対する審 査会意見のとりまとめ

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」準備書に対する知事意見のとりまとめ

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業に係る環境影響評価 準備書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見(様式)